

内部統制評価報告書審査

審査期間 令和3年5月14日～令和3年8月18日

内部統制評価報告書審査では、市長による内部統制の評価が評価手続に沿って適切に実施されているか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査しました。

審査の結果、重要な点において内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当なものと認めましたが、3件の指摘事項がありました。

★指摘事項

(1) 内部統制の不備を網羅的に把握するための体制について

業務レベルの内部統制の評価は、評価期間中の事務事業事故、ミス及びヒヤリハットの3類型のリスクに区分して行われていましたが、リスクのうちヒヤリハットについては、評価部局と被評価部局との間に認識の相違があり、かつ、評価部局がその相違を正すことなく評価を進めていました。

また、評価期間中に発生した全てのヒヤリハットが評価されているのかを確認したところ、ヒヤリハットの発生に係る情報を市として体系的に管理しておらず、漏れなく評価されているのか否かを確認することができませんでした。

(2) 業務統括課による評価の漏れについて

全庁横断的な業務を統括する所属である業務統括課の所属長は、その業務の内部統制の状況についての自己評価を「内部統制評価シート」に記載していましたが、シートの記載内容を確認したところ次の3点の不備がありました。

① 総務課は、情報公開条例、個人情報保護条例等に係る事務を所管していますが、これらについての取組内容等が記載されていませんでした。

② コンプライアンス推進課は、行政手続に係る事務を所管していますが、これについての取組内容等が記載されていませんでした。

③ 内部統制評価部局でもあるコンプライアンス推進課は、①及び②に示した不備があるにもかかわらず、シートの修正を求めています。

(3) 評価項目に適していない評価について

内部統制の目的を達成するための組織や権限配分ができているかを評価する評価項目について、本市においては事務分掌条例や事務専決規則によって、組織構造、報告経路及び適切な権限と責任を確立していることを評価すべきですが、第2次静岡市職員適正配置計画及び内部統制実施規程の内容について評価した結果を記載していませんでした。

●意見

(1) 内部統制評価の対象及び方法について

財務に関する事務だけでなく全ての事務を評価の対象としたことは評価できませんが、職員の服務管理に関する事務や道路事故等のように評価が困難な事務についても対象となることから、評価者及び被評価者の双方にとって負担の増加につながるおそれがあります。翌年度以降の内部統制評価を実施する際には、必要に応じて評価の対象や評価方法について適切な見直しを実施することを期待します。

(2) 報告書及び補足資料の記載内容について

内部統制評価報告書は、議会や市民に対する説明責任を果たすために分かりやすいものとする必要がありますが、道路事故及び公用車による交通事故の評価手続や、重大な不備の判断基準、リスクの定義などについては、報告書の記載内容が不適切とまではいえないものの、現状のままでは説明不足により評価の根拠が読み取れないものや、報告書が読み手に誤読されるおそれがありますから、翌年度以降の評価において改善されることを望みます。

(3) 総括意見

本市では法制化以前から全ての事務を対象として内部統制に取り組んできましたが、本年度から始まった内部統制評価において、評価方法や重大な不備の判断基準など、判断が困難な課題を解決しながら報告書を取りまとめたことについては評価できるものです。

今後は、本年度の評価の中で把握された課題を改善し、本市の内部統制が有効に機能しリスクマネジメントが強化されることによって、職員にとっても安心して業務に取り組むことができるようになるとともに、行政サービスを享受する市民からも信頼される組織となるよう、これからの内部統制の展開に期待します。